

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年8月8日（木） 10：03～10：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 政令 5件
- 人事 6件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「放送法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月15日等とするものであります。

次に、「マイナンバー法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係整備等政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、特別療養費支給対象世帯主に療養の給付等を支給することとなる特別の事情を定める等、関係政令の整備等を行うものであります。

次に、「住宅セーフティネット法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年9月1日とするものであり、「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正令」は、住宅セーフティネット法等の一部改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部改正令」は、本年3月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、「中央アジア+日本」対話・首脳会合出席等のため、明日から12日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、特命全権大使尾池厚之外2名に、国際労働機関理事会日本政府代表等を命命すること等について、御決定をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、欧州局長中込正志に大臣官房付を命じ、その後任に、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長北川克郎を充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、兼官を免ずるものについて、御決定をお願いいたします。

次に、上山保彦外246名の叙位等又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、農林水産大臣坂本哲志の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・インドネシア経済連携協定改正議定書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、関税撤廃や引下げの対象となる物品の拡充等、現行協定の改正を行うものであります。

次に、「日・トルクメニスタン租税条約」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。なお、以上2件につきましては、相手国政府との署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

- 林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございました。
- 岸田内閣総理大臣：私の海外出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、林内閣官房長官となりますので御了知願います。
- 林国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。自見大臣から御発言がございました。
- 自見国務大臣：地方分権改革の提案募集について、本日、関係府省に対し、提案に対する第1次回答への地方からの見解を送付し、再検討要請を行います。これまでのところ、地方からの提案に対して、関係府省からは慎重な回答も少なくありません。地方からの提案は、全国一律の基準が過疎自治体の実情に合わず、住民サービスが滞るケースや、デジタル化の恩恵が地方自治体や住民に行き届いていないケースなど、地域の切実な要望を反映したものです。いずれも住民サービスや自治体行政の充実に直結する大変重要な提案ですので、関係閣僚におかれては、提案の最大限の実現に向け、強力なリーダーシップを是非とも発揮していただきますようお願いいたします。
- 林国務大臣：ほかに御発言はございますか。
無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

(注) 件名外案件の「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の署名」については、予定していた8月10日の署名が延期となり、12月17日に実施されたため、12月17日に追記したものである。

繰上げ閣議案件

〔 令和 6 年
8 月 8 日 〕 (木)

◎ 政 令

資 料
あ り

- 放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）

◎ 人 事

資 料
な し

資 料
あ り

- ☆ 内閣総理大臣岸田文雄の海外出張について（了解）
- ☆ 特命全権大使尾池厚之外 2 名に国際労働機関理事会日本政府代表等を命免し、外務事務官村澤武の 2023 年ドーハ国際園芸博覧会における陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を免ずることについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- ☆ 判事兼簡易裁判所判事小野瀬厚の兼官を免ずることについて（決定）
- ☆ 上山保彦外 246 名の叙位等又は叙勲について（決定）
- 〃 ☆ 農林水産大臣坂本哲志の外国勲章受領許可について（決定）

資 料
な し

資 料
あ り

◎ 配 布

☆ 家計調査報告

(総務省)

[○ 署名あり ☆ 署名なし]

件名外案件

〔令和6年〕
〔8月8日〕 (木)

◎一般案件

資料なし

- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の署名について
(決定) (外務省)
- 〃 ○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の署名について (決定)
(同上)

[○署名あり ☆署名なし]